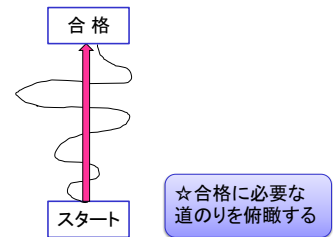
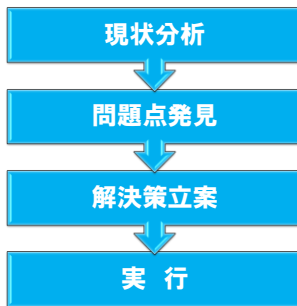


ときめき合格プロジェクト vol.4
～時間がないあなたに☆俯瞰学習法～
リーダーズ総合研究所
竹内 千佳

合格に必要な力を知る



タスクの明確化



短期合格に必要なもの

【行政書士試験】
→法律学習の王道

法律学習の王道

法的三段論法

法的三段論法とは①

大前提(法律)

小前提(具体的事実)

結論

法的三段論法とは②

大前提(法律)

法律行為の要素に錯誤があること

錯誤の事実

意思表示は無効

試験問題

- 問題によって具体的事実が示される
- 問題設定場面における法律・判例を使った選択肢が設定される
- これが合っているか否かを解答する

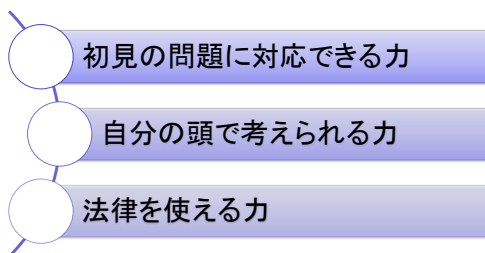
法的思考をする

暗記ではなく、理解を

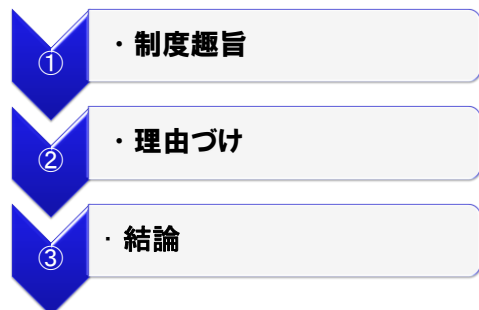
ポイント

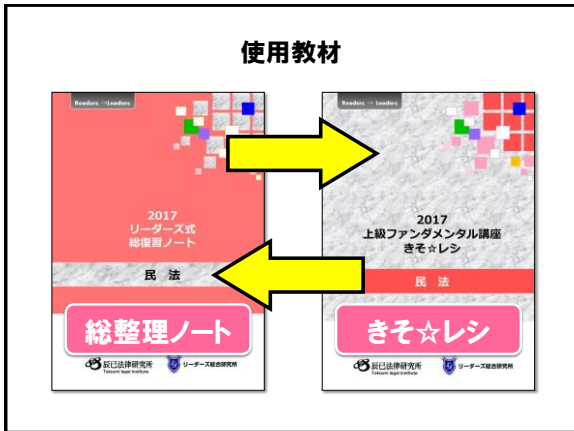
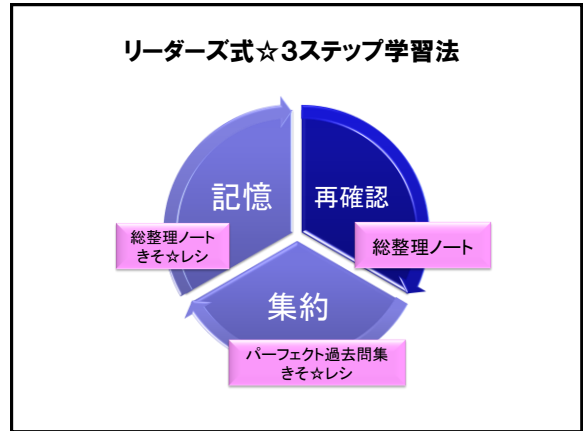
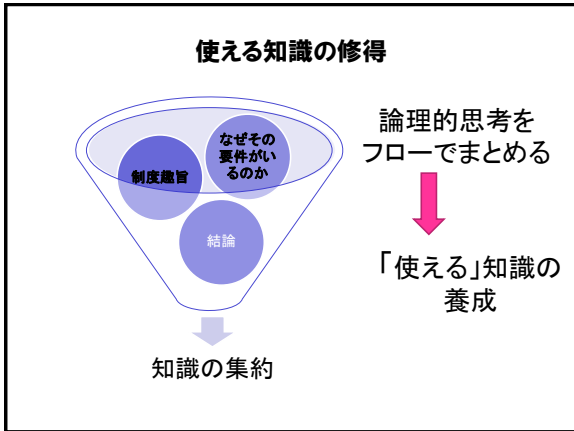
- ✓ 比較の目線
 - 類似点と相違点から本質の違いを知る
- ✓ 理由づけ
 - 法律には必ず理由がある

3つの力



法的思考プロセスとは





総整理ノート

民法 145条 時効の援用権者

145条の趣旨 145条は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

① 時効の利益を受ける者は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

② 時効の利益を受ける者は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

③ 時効の利益を受ける者は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

民法 145条 時効の援用権者

145条の趣旨 145条は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

① 時効の利益を受ける者は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

② 時効の利益を受ける者は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

③ 時効の利益を受ける者は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

きそ☆レシ

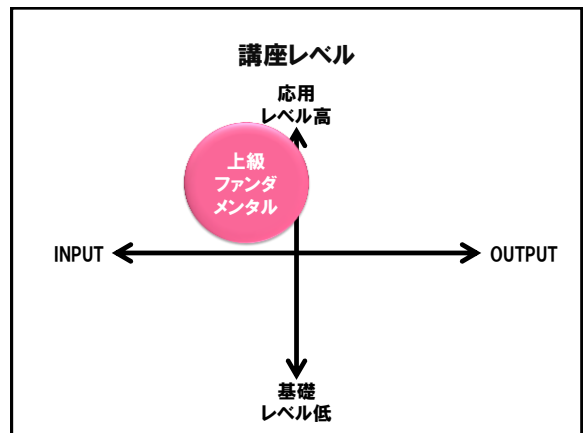
【時効の援用権者】
145条の趣旨は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

↓

そうであれば、間接的に利益を受ける者の援用を認めてしまうとこの趣旨が没却されてしまう。

↓

そこで、「当事者」とは時効により直接に利益を受ける者に限られる。(通説・判例)



上級ファンダメンタル講座体系



受講対象者

- ・受験回数2回目以降の方
(120点～150点が目安)
- ・今までの受験が何となくで終わった方
- ・短時間で基礎をがっちり固めたい方
- ・学習のペースメイクが欲しい方

上級ファンダメンタル講座の3つの強み

1

知識の再確認→集約→記憶

☞総整理ノート「基礎知識の再確認」

2

講師オリジナル集約レシビ「きそ☆レシ」

☞法的思考力に基づく「知識の使い方」

3

実務で使える法的思考力の養成

☞「法律を使える力」

推奨使用六法

有斐閣 判例六法 有斐閣 ポケット六法



個人情報保護法(抜粋)
行政機関個人情報保護法(抄)

今後の無料公開講座・講座説明会

☑上級ファンダメンタル講座プレ講義

2月7日(火)18:45～21:45

ときめき合格プロジェクト vol.4
～時間がないあなたに☆俯瞰学習法～

リーダーズ総合研究所
竹内 千佳